

所沢市公共施設 LED 一括導入業務委託事業者公募型プロポーザル実施要領

1 募集の趣旨

本事業は、令和 9 年（2027 年）末に一般照明用蛍光灯が生産・輸出入とともに全面禁止となる国際的な背景も踏まえ、全序的な照明の不点灯を防止するための対策を所沢市（以下、「市」という。）が計画的に実施するものであり、公共施設等における照明設備の LED 化を民間事業者のノウハウや技術力を活用しながら推進し、早期の電気代の削減、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

本要領は、本事業において、民間事業者のノウハウや技術力を活用した設計・施工等に關し、ESCO 事業により一括実施する提案の公募を行い、最も優れていると考えられる提案者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するにあたり、本事業の概要、本事業への応募条件及び優先交渉権者の選定方法について定めるものである。優先交渉権者は選定の後、市と詳細協議を行い、合意に至った場合に契約事業者として市と契約を締結のうえ、本事業を実施するものである。

※本事業は、所沢市議会において議決がなされることを前提としている。否決されたときは、本プロポーザルに係る契約締結を行わない場合がある。

2 事業概要

(1) 事業名

所沢市公共施設 LED 一括導入業務委託

(2) 契約方式及び契約期間

契約方式 ESCO 契約（ギャランティード・セイビングス契約）

契約期間 契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(3) 事業内容

公共施設の直管型蛍光灯、ダウンライト、非常用照明、誘導灯及び道路照明等、LED 照明以外の照明器具を全て LED 照明に更新する。ただし、舞台照明及び関連する照明器具等については、（資料 3）舞台照明一覧に記載の器具等のみを対象とする。

更新方法は器具交換とし、ランプ交換での LED 化は原則認めない。

なお、（資料 2）照明器具一覧に記載している既設照明器具の数量及び仕様は参考とし、最終的な数量及び仕様は、現地調査及び詳細設計を基に市と協議のうえで確定することとする。

(4) 対象施設

（資料 1）対象施設一覧のとおり。

(5) 事業費限度額

3,914,608,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 優先交渉権者の決定及び契約について

本事業は、公募型プロポーザルにより民間事業者からの提案を広く募集し、本事業への応募者資格があると確認された者から提出される提案書について審査・評価を行う。その結果、評価点が最も高い提案を行った応募者を当該契約の見積りを徴する優先交渉権者に決定する。優先交渉権者は、市と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、仮契約を締結し、所沢市議会での議決後本契約を締結し、本事業を実施するものとする。

なお、仮契約及び本契約はプロポーザル時の提案に基づき締結するため、契約後、現地調査及び詳細設計の結果により対象照明及び事業費を協議のうえ変更する場合がある。

4 契約者

所沢市

5 応募条件

(1) 応募要件

- ア 本事業の応募者は、本事業を実施する能力のある「単独事業者」又は「複数事業者が共同するグループ（以下「グループ」という。）」のいずれかとする。
- イ 単独事業者として応募する場合、応募者は、(2)で示す役割を単独で全て担い、(3)から(8)で示す資格要件の全てに合致しなければならない。また、単独事業者について、代表事業者と構成員の両方に該当するものとして取り扱う。
- ウ グループとして応募する場合、その構成員を全て明らかにした上で、(2)で示す役割を各構成員で分担することとし、全ての構成員が(3)で示す資格要件に全て合致し、各構成員がその役割に応じ(4)から(8)で示す資格要件に合致しなければならない。また、構成員のうち、事業役割を担う代表者（以下「代表事業者」という。）を1者選定し、代表事業者が市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。なお、一構成員が、複数の役割を担うことができる。
- エ 応募者資格確認結果の通知以降仮契約の締結までに応募要件を欠く事態が生じた場合は、当該応募者を失格とする。

(2) 応募者の役割

代表事業者は、次に掲げる役割のうち、オを除く全ての役割のいずれかを担うよう構成員を配置し、各構成員はその役割を統括する。

- ア 事業役割・・・・市との窓口となり、協議及び契約等の諸手続きを行い、本事業遂行の全ての責を負う。また、契約内容に関する代表権を持つ。
- イ 設計役割・・・・現地調査、設計に関する業務を全て実施する。
- ウ 施工役割・・・・施工や廃棄に関する業務を全て実施する。

エ 維持管理役割・・・維持管理及び省エネ効果の検証に関する業務を全て実施する。

オ その他の役割・・・機器調達等上記以外に関する業務を実施する。

(3) 応募者資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループとして応募する場合、全ての構成員がこれらの要件を満たすこと。

ア 参加申込書及び資格確認書類により、本事業を十分に遂行できると認められる者

イ 本事業を円滑かつ迅速に対応できる者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けていない者

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされていない者

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされていない者

キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされていない者

ク 清算中の株式会社である事業者については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者

ケ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者

コ 消費税、地方消費税、法人税及び法人市民税について未納がない者

サ 所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 8 年 7 月 18 日要綱）の別表に規定する措置要件に該当しない者

シ 日本国に本社又は支社を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有する者

(4) 代表事業者の資格要件は次のとおりとする。

ア 参加申込書及び資格確認書類の受付期間の末日において、「令和 7・8 年度所沢市競争入札参加資格者名簿」（以下、「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

イ 公共施設における事業費用 3 億円以上かつ 10 以上の施設を含む既存照明 LED 化事業を実施した実績があること。

(5) 設計役割を担う構成員は建築設備士、技術士（電気電子）のいずれかの資格者を業務に配置できる者であることとする。

(6) 施工役割を担う構成員の資格要件は次のとおりとする。

ア 資格者名簿に電気工事業として登録されていること。

イ 資格者名簿における所在地区分が「市内」で登録されており、かつ格付「A」を有している構成員を 1 者以上含むこと。

ウ 電気工事業に係る特定建設業の許可を有する事業者であること。

(7) 維持管理役割を担う構成員は、省エネルギー効果を計測・検証することができる者であ

ること。

- (8) その他の役割を担う構成員は、メーカーからの納入確約書（様式不問、施工期間内に予定台数を納入できる見込みであることを示したもの）を取得できる等、照明器具等の調達が安定的に可能な者であること。

6 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、市は、応募者に無断で本事業の遂行以外の目的で使用することはない。

(3) 第三者の権利を使用した結果生じる責任

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 市からの提示資料の取扱い

本プロポーザルの実施にあたり市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならず、令和8年3月31日までに適切に廃棄しなければならない。

(5) 構成員の変更の禁止

原則、事業期間における構成員の途中変更は認めない。特に、5(6)の要件を満たさなくなるような構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市がこれを認めたときはこの限りでない。

(6) 提出書類の変更禁止

原則、提出書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) 虚偽の記載の禁止

参加申込書又は提案書等に虚偽又は重要な事項を記載しなかった場合は、参加申込書又は提案書等を無効とする。契約締結後に虚偽又は重要事項の不記載が判明し、市に損害を生じさせた場合は、受注者はそれによって生じた市の損害を賠償しなければならない。

(8) 実施要領の遵守

応募が本実施要領に沿ってなされない場合は、提案書等を無効とする。

(9) 情報公開

提出書類について、所沢市情報公開条例の規定に基づき公開を請求されたときは、同条例に規定する不開示情報を除き公開の対象となる。

7 本契約までの流れ

(1) 応募者の条件

応募者は「5 応募条件 (3)から(8)」で定める応募者資格等を満たす者とする。

(2) 応募者資格等の確認

応募者の資格等を確認し、条件を満たした応募者に対し、資格確認通知書及び各施設の図面データの取得方法をメールで送付する。

(3) 優先交渉権者の決定

市が設置する所沢市公共施設 LED 一括導入業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案書を審査・評価し、当該契約の見積りを徴する優先交渉権者を決定し、決定通知を送付した後、基本協定書を締結する。

(4) 基本協定

優先交渉権者は、LED 化対象の照明と交換方法等の詳細を協議するため、市と基本協定を締結し、交換対象の照明及び交換方法等の決定に必要となる現地調査等の調査を行うものとする。

(5) 仮契約

優先交渉権者は、プロポーザル時に市が提示した情報に基づき市と詳細協議を進め、令和 8 年 3 月 31 日までに仮契約を締結する。

(6) 本契約

仮契約締結後、所沢市議会（令和 8 年 6 月予定）で議決を得たのち、本契約を締結する。市及び優先交渉権者のいずれの責にも帰すことができない事由により、市と優先交渉権者が本契約の締結に至らなかったときは、既に市及び優先交渉権者が本事業に関して支出した費用は、各自が負担するものとする。

契約締結後、現地調査及び詳細設計により市が示した（資料 2）照明器具一覧との乖離が判明した場合、交換対象照明、交換方法及び事業費等を協議のうえ変更する場合がある。

8 事業全体スケジュール（予定）

	項目	日 程
1	実施要領等の公開（公募開始）	令和8年1月8日(木)～
2	実施要領等に関する質問受付	令和8年1月8日(木)～1月14日(水)
3	質問に対する回答	令和8年1月16日(金)までの随時
4	参加申込書及び資格確認書類の受付	令和8年1月8日(木)～1月19日(月)まで
5	応募者資格確認結果の通知	令和8年1月21日(水)
6	ウォータースルーチェック	令和8年1月26日(月)～1月30日(金)
7	提案書の受付	令和8年1月22日(木)～2月25日(水)17時15分まで

8	審査・評価（企画提案書の審査・プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年3月2日(月)～3月6日(金)のうち、いずれか1日 ※開庁時間外の開催となります。
9	優先交渉権者の決定・通知	令和8年3月中旬
10	基本協定書の締結	令和8年3月中旬
11	現地調査及び詳細設計の実施、照明設備一覧表及び省エネルギー効果の試算結果の作成等に係る協議	令和8年3月中旬～7月下旬
12	仮契約の締結	令和8年3月末
13	所沢市議会の議決	令和8年6月
14	本契約の締結	令和8年6月末
15	工事期間	グループ①：本契約締結の日から令和9年2月末日まで グループ②：令和9年4月1日から令和10年2月末日まで グループ③：令和10年4月1日から令和11年2月末日まで ※各年度3月1日から末日までは各年度の履行確認のための期間とする
16	維持管理期間	グループ①：令和9年4月1日から令和10年3月31日まで グループ②：令和10年4月1日から令和11年3月31日まで グループ③：令和11年4月1日から令和12年3月31日まで

9 手続き等

(1) 担当課

所 属：環境クリーン部マチごとエコタウン推進課

住 所：〒359-8501 所沢市並木一丁目 1 番地の 1 所沢市役所 5 階

電 話：04-2998-9133（直通）

E-Mail：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

(2) 実施要領等の公開

所沢市のホームページ（<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>）で公開する。

各施設の既存図面データについては、応募者資格を確認できた代表事業者に取得方法を開示する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付及び回答

ア 実施要領等に関する質問がある場合は、電子メールにより、以下のとおり質問書（様式第 15 号）を担当課に提出すること。受付期間の最終日必着とし、受付期間を過ぎて

到着した質問書には回答しない。

なお、市は不達の責を負わないものとする。

① 質問受付期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月14日（水）まで

イ アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌々開庁日以降において、市のホームページで順次公開する。

④ 参加申込書及び資格確認書類の提出

電子メールにより、以下のとおり担当課に提出すること。受付期間の最終日必着とし、受付期間を過ぎて到着した参加申込書及び資格確認書類は無効とする。

なお、市は不達の責を負わないものとする。

ア 参加申込書等受付期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月19日（月）まで

イ 提出書類

次の提出書類を電子データで1部提出すること。④から⑧についてはPDFファイルで提出するものとする。

グループの場合、④から⑧については全ての構成員が提出すること。ただし、「令和7・8年度所沢市競争入札参加資格者名簿」に登録されている構成員は⑤から⑦については提出不要とする。

① 参加申込書（様式第1号）

代表事業者名で作成し、提出すること。

② グループ構成表（様式第2号）

応募者の全ての構成員及びその役割を明確にする。ただし、単独事業者の場合であっても、全ての役割を当該事業者が担うものとして作成し、提出すること。また、グループとして応募する場合、構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）の内容を添付すること。

③ 照明LED化事業実績一覧表（様式第3号）

5(4)イが網羅的に確認できる書類を添付すること。

④ 誓約書（様式第4号）

⑤ 市税の納税証明書

事業者所在地で取得した証明書とし、取得日（証明日）から三か月以上経過していないものとする。

⑥ 法人税（申告所得税及び復興特別所得税）、消費税及び地方消費税の納税証明書

法人の場合は「その3の3」、個人の場合は「その3の2」とし取得日（証明日）から三か月以上経過していないものとする。

⑦ 会社・法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）

取得日（証明日）から三か月以上経過していないものとする。

- ⑧ 決算報告書（貸借対照表及び損益計算書、直近3期分）
- (5) 資格確認結果の通知及び提案書の提出要請について
令和8年1月21日（水）に市から代表事業者に通知する。
- (6) 参加を辞退する場合
資格確認結果の通知により応募者資格が確認された者が以降の参加を辞退する場合は、電子メールにより、辞退受付期間内に参加辞退届（様式第16号）を1部担当課に提出すること。辞退受付期間内必着とし、市は不達の責を負わないものとする。
また、辞退受付期間内に辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- ア 辞退受付期間
令和8年1月8日（木）から令和8年2月24日（火）まで
- (7) ウォークスルーチェック
資格確認結果の通知により応募者資格が確認された者は、必要に応じて下記ウォークスルーチェック実施期間内にいずれか1施設において立入調査を行うことができる。希望する場合、参加申込書にウォークスルーチェックを希望する旨と希望施設を記載すること。ただし、時間に限りがあるため、ウォークスルーチェックの実施内容等は市が調整し、希望に添えない場合がある。
調査内容は、立入可能な室の既設照明器具の設置状況の確認のみとし、器具寸法の測定等の調査はできない。また、構成員でない者はウォークスルーチェックに参加することはできない。
- ア 実施期間
令和8年1月26日（月）から令和8年1月30日（金）まで
- (8) 提案書の提出
持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。なお、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（ただし、開庁日のみ）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。提案書について、提出後の差替えはできないものとする。
- ア 受付期間
令和8年1月22日（木）から令和8年2月25日（水）まで
- イ 提案書提出書類
- ① 提案書提出届（様式第5号）
 - ② 提案総括表（様式第6号）
 - ③ 事業計画書（様式第7号）
 - ④ 事業費算出書（様式第8号）
 - ⑤ 実施体制に係る提案書（様式第9号）
 - ⑥ 意向表明書（様式第10号）※該当する場合のみ

- ⑦ 照明器具に係る提案書（様式第 11 号）
 - ⑧ 業務内容に係る提案書（様式第 12 号）
 - ⑨ その他環境配慮に係る独自提案書（様式第 13 号）
 - ⑩ ワークライフバランス等の推進取組状況表（様式第 14 号）※該当する場合のみ
ウ イの提出書類を A4 縦長ファイルに綴じ、次のとおり提出すること。
 - ① 提案書（本書）：1 部
 - ② 提案書（本書）の内容を記録した CD-R 又は DVD-R 等の光学メディア：1 部
- (9) 提案書作成要領
- 提案書は、応募者が責任を持って作成し提出すること。提案書の作成に当たっては、「所沢市公共施設 LED 一括導入業務委託要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）その他全ての募集に関する資料を踏まえた提案とすること。
- また、提案書は、選定委員会で審査・評価を行うための図書であることを十分認識して作成するものとし、本事業に係る関係資料と齟齬が生じることがないよう留意すること。特に、要求水準書「10 本事業において市が求める提案」に記載した各項目の趣旨等を十分理解し、次の要領に従って提案書の作成を行うこと。
- ア 提案書の記述は日本語とする。ただし、一般的に認知されている商標や略称等は除く。
- また、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとする。
- イ 公募型プロポーザルでは、応募者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて評価するため、応募者の提案内容が理解しやすいように提案理由、方法、範囲及び対応策等を具体的に図示又は記述すること。
- ウ 優先交渉権者の提案内容は、契約事項となるため、提案に当たっては提案事業費の範囲内で実現可能なものを記述すること。
- エ 提案内容において、要求水準書等にはない事項等がある場合でも、その実施にあたって生じる経費は提案事業費に含まれる経費として全て応募者の負担とする。
- オ 提案書には、目次及びページ番号を付けること。また、各指定様式の 1 枚目にはインデックスを付すこと。
- カ 通し番号／総項数を記載（A4 の場合は用紙中央最下段、A3 の場合は用紙右下）すること。
- キ 提案書は、A4 縦置き・横書き、A3 横置き・横書き又は A3 横置き・横書きで、本文のフォントサイズは 10.5 ポイント程度以上とする（A4 及び A3 のいずれも両面可）。なお、A3 用紙を使用した際は、見開きしやすいよう必ず A4 用紙と同じ大きさに折りたたむこと。
- 記載に当たっては、可能な範囲で専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。また、イメージ図、写真等を効果的に用い、具体的に記載すること。

10 審査及び審査結果の通知

(1) 審査内容及び審査要領

「所沢市公共施設 LED 一括導入業務委託事業者公募型プロポーザル審査要領」のとおりとする。

(2) 審査の流れ

審査については、次の要領で行う。

ア 応募者からの提案書を基に提案内容を審査する。

イ 審査の結果、選定委員会の評価点が最も高い提案を行った応募者を当該契約の見積りを徴する優先交渉権者に決定する。優先交渉権者は、市と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、契約を締結し本事業を実施するものとする。なお、合意に至らなかった場合、次点を優先交渉権者とする。

(3) 提案プレゼンテーションの実施

提出された提案書に基づき、応募者によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行う。

ア 実施予定日

令和8年3月2日（月）から令和8年3月6日（金）までの市が指定する日

イ 提案者側の出席人数

出席人数は5名までとする。

ウ 所要時間

応募者1グループにつき概ね40分

（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）

エ 内容

提案書等に記載した内容に沿ってプレゼンテーションを行うこと。スライドプレゼンテーションソフトの使用は可とする。HDMIを接続できるプロジェクター及びスクリーンは市が用意するが、接続環境に不安がある場合は投影に必要な機器を持参すること。

オ その他

プレゼンテーションに関する詳細（実施日時、開催場所など）については、応募者資格確認結果の通知後に、応募者に対して別途通知する。プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、企画提案書に含めて審査対象とする。

(4) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、令和8年3月中旬に応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

ウ 優先交渉権者のみを市のホームページで公表する。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合
- イ 提案書に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 実施要領に違反すると認められる場合
- オ 提案事業費が事業費限度額を超えている場合
- カ 市内に本店又は支店を置く事業者の活用を提案書に記載した場合にあって、構成員や下請負人の変更により、市内施工店の活用に係る記載内容を満たさなくなった場合（活用する事業者が「5(3)応募者資格」のイからサを満たさなくなった場合を除く）

11 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、実施要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に事業を遂行すること。
- イ 事業遂行に当たり疑義が生じた場合には、市と事業者の両者で誠意を持って協議することとする。

(2) 再委託

構成員が下請負人を使用する場合は、下請人は「5(3)応募者資格」のイからサを満たす者であるとし、あらかじめ市の承諾を得ることとする。

(3) 市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え方

本提案が達成できることによる損失は、原則、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うこと。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則、要求水準書の「予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 各年度において履行状況の確認及び検査を行う。検査合格後の各年度支払方法は協議により定める。
- (3) 地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証の率は、契約金額の100分の10以上とする。所沢市契約規則第18条第1項の各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。